

## 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1 佐賀市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は1市3町1村による平成17年(2005)及び1市3町による平成19年(2007)の2度の合併により、面積431.82km<sup>2</sup>の市となった。市域には全体的に文化財が分布し、それぞれの地域における生活の中で密接に関わりながら継承・保存されている。このうち、指定文化財については、「第1章 4 佐賀市の文化財等の分布状況」で示したとおりであり、令和7年(2025)3月1日現在、国・県・市合わせて229件の指定文化財と21件の国・県の登録有形文化財がある。

有形文化財(建造物)は、国指定6件、県指定6件、市指定21件の計33件の指定があり、特に佐賀城内及び城下町には、重要文化財である「佐賀城鯨の門及び続櫓」「与賀神社楼門」「与賀神社三の鳥居及び石橋」をはじめとする指定文化財が数多く所在する。

有形文化財(美術工芸品)は、国宝1件を含む国指定14件、県指定54件、市指定53件の計121件の指定があり、工芸品が31件と最も多く、重要文化財である健福寺の「銅鐘」をはじめ、実相院の「金銅宝塔」、与賀神社が有する「太刀」などがある。

民俗文化財は、重要無形民俗文化財である「白鬚神社の田楽」「見島のカセドリ」の国指定2件と、県指定2件、市指定8件の計12件の指定があり、地域に伝わる祭礼行事などが市域に広く保存・継承されている。このうち「見島のカセドリ」は、平成30年(2018)にユネスコの無形文化遺産に登録された国内10行事で構成する「来訪神：仮面・仮装の神々」のひとつである。

史跡・天然記念物は、史跡「大隈重信旧宅」、史跡「帯隈山神籠石<sup>おぶくまやまこうごいし</sup>」、史跡「三重津海軍所跡」、史跡「東名遺跡」、天然記念物「エヒメアヤメ自生南限地帯」などの国指定10件、県指定8件、市指定30件の計48件の指定があり、広く市域全域に点在している。このうち「三重津海軍所跡」は、平成27年(2015)にユネスコの世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」を構成する23資産のうちのひとつである。

これらの文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であるが、その維持・管理・保存・継承は、文化財の所有者及び管理者の努力や経費負担によるところが大きい。このため本市では、市指定の重要文化財・史跡・天然記念物の所有者及び管理者に対して維持管理謝礼金を交付している。また、無形民俗文化財については、国・県・市指定を問わず、保存会などに対し継承支援補助金を交付するとともに、指定無形民俗文化財保存会代表者会を年1回開催し、研修会や専門家からの助言を通して保存継承の一助とするなど、文化財の維持管理・保存に対する支援を行っている。

歴史的風致の維持向上を図るためには、文化財の所有者及び管理者、活用を行う市民や市民団体との連携が重要であるため、市、所有者及び管理者、市民、市民団体の4者の協働による保存・活用を図る。

保存活用に関する計画を策定している史跡は、史跡「東名遺跡」<sup>ひがしみょういせき</sup>と史跡「三重津海軍所跡」である。その他の史跡については、今後、個々の文化財の状況を確認しながら、計画の策定に向けて検討を進めていくこととし、それまでの間は、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、佐賀市文化財保護条例及び「豊かな人間性を育み、創造性あふれる佐賀文化の振興」を基本理念として策定した佐賀市文化振興基本計画に基づき、適切な文化財の保存・活用を行うものとする。

未指定の文化財については、文化財としての価値調査を行い、その結果に基づき指定・登録を行って指定文化財数を増やしていくとともに、保存と活用に努める。当面の文化財指定に関する候補としては、日本の近代化に大きく貢献した幕末佐賀藩の産業遺産のうち、未指定である「多布施反射炉跡」や「精煉方跡」がある。また、最近発見された佐賀城下の東側の入口「牛嶋口跡」と川港の遺構と考えられる「思案橋遺跡」についても、指定に向けて調査を進める。さらに、嘉瀬川からの取水堰である

「石井樋」、そこから取水した水を城下にする「多布施川」、その流下にある「佐賀城跡」については、広域にわたる一連の遺跡として捉え、一括して文化財としての価値の調査を行う。

また、文化財に指定されていない歴史的風致を構成する建造物についても、必要な調査を実施したうえで「歴史的風致形成建造物」としての指定を進め、修理などへの支援を講じていく。

## (2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理においては、その価値を保存することが最も重要であり、基本的には本来の姿に修復するものとしている。大規模な解体修理などにおいては、詳細調査及び史料調査などを実施し、文化財そのものの価値を損なわないよう配慮するとともに、周辺環境や景観の保全にも努める。

史跡の整備については、歴史的真正性を最大限確保するため、過去の調査記録などの成果を踏まえた総合的な見地から整備を図るものとする。

なお、指定文化財において必要な修理に対しては、関係機関との連携を図りながら補助するとともに、必要な技術的支援を今後とも行っていく。

近年の指定文化財の修理のうち、史跡「大隈重信旧宅」は、総理大臣を2度務めた大隈重信の生家であり、国の補助事業採択を受け、平成28年度(2016)に屋根葺替や耐震補強を実施した。

また、室町時代前後の創建と推定される楼門である重要文化財「与賀神社楼門」は、平成30年度(2018)に耐震診断を行い、令和元年度(2019)に耐震補強工事と屋根の葺替、44年ぶりとなる漆の塗替を行った。同じく重要文化財である石橋と鳥居についても、部分修理と耐震補強工事を行い、令和2年度(2020)に完了した。



大隈重信旧宅（南面）



与賀神社楼門

各種文化財の修理に際しては、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例及び佐賀市文化財保護条例を順守し、必要に応じて文化庁及び佐賀県に事前指導を受け対応している。また、特に高い専門性が必要な場合には、九州国立博物館や佐賀県立博物館などの専門家から助言を受けている。今後も、文化財保護法などの法令を順守し、文化庁をはじめ関係機関、専門家の助言を仰ぎながら、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図っていく。

### （3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の持つ価値を広く公開することは、文化財の保存・活用を図るために重要である。

本市は埋蔵文化財の発掘調査による出土品が多く、公開・活用できる貴重な資料も数多くある。しかし、それらを展示公開できる施設は少なく、展示施設の設置について検討を行う。

本市の展示施設のうち「肥前国庁跡資料館」では、史跡「肥前国庁跡」の門と築地塀が復元され、肥前国庁の成り立ちとともに出土した瓦などを展示し、子供たちをはじめとする学習拠点として活用している。

約8,000年前の縄文時代の貝塚遺跡である史跡「東名遺跡」では、木製の編みかご、骨角製の装身具をはじめとする貴重な遺物が出土しており、同遺跡近くの佐賀導水操作室内にガイダンス展示室を整備し、代表的な土器、石器、木製編みかご、貝や鹿角でつくった装身具のほか、貝塚断面の剥ぎ取り土層などを展示している。この東名遺跡は、平成20年度(2008)をもって現地での発掘調査を終了して現地保存しており、これまでの発掘調査成果の分析、出土遺物の保存処理、調査報告書の作成を行っている。現在のガイダンス展示室は、建物を借用した暫定的な展示となっており、今後、東名遺跡隣地に新たな展示施設の整備を行うとともに、史跡本体の整備も発掘調査に基づき進めていく。

また、本市では毎年、佐賀市立図書館ギャラリーで埋蔵文化財の発掘調査成果について考古学展を開催し、最新の埋蔵文化財の出土品の展示解説を行うなど、文化財の活用・啓発を行っている。

県の施設としては、本丸御殿の一部を、古写真をもとに木造で復元した「県立佐賀城本丸歴史館」がある。ここは、日本の近代化に貢献した「幕末維新期の佐賀」の輝かしい時代を検証し、変革の時代を生きた人々のエネルギーを体感できる展示館である。

公益財団法人鍋島報効会が運営する「徴古館」（登録博物館）では学芸員を配置し、国宝や重要文化財を含む鍋島家伝来の歴史的資料の調査研究を行うとともに、公開展示を行っている。平成22年度（2010）に徴古館へのアプローチ部分の整備を行っており、周辺環境整備に継続して取り組む。

市の施設では、市重要文化財「旧古賀銀行」をはじめとする7館からなる「佐賀市歴史民俗館」が、歴史的建造物が建ち並ぶ柳町を中心に立地している。施設は一般に公開されており、建造物自体の歴史的趣きと統一感のあるまちなみに加え、伝統工芸品の工房などとしての利用もあり、来訪者の交流とにぎわいづくりに寄与している。引き続き、保全と活用に取り組んでいく。

「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」は、佐野常民の顕彰とともに、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、その構成資産のひとつである史跡「三重津海軍所跡」及び幕末の佐賀藩における近代化事業とそれを支えた偉人たちに関する展示を充実させるため、史跡に隣接する旧佐野常民記念館の一部増築などを行い、本格的なガイダンス施設として令和3年（2021）9月に新たに開館した。今後は、館内の展示と史跡現地とを循環する「一体展示」により来訪者の理解を促進するため、発掘調査の結果に基づき史跡現地の整備を進める。あわせて、「明治日本の産業革命遺産」の他の構成資産と連携し、全体の理解増進につなげていく取組についても検討していく。

その他、本市では、史跡「大隈重信旧宅」隣地に大隈重信侯に縁のある資料を展示する「大隈重信記念館」、富士町内の5地区に伝わる「浮立」の保



県立佐賀城本丸歴史館の内部



徴古館における企画展の様子



佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館の内部



大隈重信記念館の内部

存と伝承を目的とした「浮立の里展示館」を有し、文化財をはじめとする貴重な歴史的資料を公開している。

さらに、文化財などに関する案内・説明板等については、第1期計画において統一したデザインによる整備を行ってきたが、未整備の箇所や老朽化している案内板などもあるため、年次計画を立てたうえで、引き続き整備を進めていく。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

建造物や遺構などの文化財を保護するためには、周囲の環境もあわせて保全すること、特に文化財と一体となった良好な周辺景観の保存・形成が重要となる。

文化財の周辺環境を保全するため、都市計画法や景観法の活用を積極的に推進し、景観条例や屋外広告物条例などによる周辺環境の適切な規制・誘導を行うとともに、文化財周辺の開発行為については、引き続き、都市計画部署、開発指導部署、文化財担当部署が情報を共有し、常に連携がとれる体制を維持していく。

また、市民や来訪者が、市域に点在する歴史的資産を快適に周遊し、まち歩きを楽しむことができるよう、それぞれの歴史的資産を結ぶ周遊ルート of 環境整備として、道路や水路・護岸の整備、緑化の推進などにも取り組む。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

昨今、意図的な毀損や盗難被害の発生が全国的に報じられ、文化財の防犯対策の必要性が高まっている。本市においても神社等への放火事件が起こっており、美術品等の文化財所有者などに対して、火災や盗難防止のため定期的な見回り、火の後始末や施錠の確認など日常管理の徹底に関する文書を送付して注意喚起を促している。

また、「文化財防火デー」にあわせ、文化財に指定された建造物の防災訓練を文化財所有者、消防署や消防団との連携により毎年実施しており、今後も防災訓練の充実を図るとともに地域住民への防災意識の啓発を強化する。

なお、指定文化財の周辺における防火水槽または消火栓の設置について、消防署などの関係機関と協議を進めていくこととしている。

本市域の防火体制については、行政の組織として佐賀広域消防局がその任にあっており、消防団もその体制に組み入れられている。消防団の組織体制は次表のとおりである。



文化財防火訓練（吉村家住宅）

消防団の組織体制

(令和3年(2021)4月1日現在)

	佐賀市 消防団名	配置			定数 (人)		
		本部	分団	部			
北部方面隊	三瀬	1	5	8	3,800		
	富士		5	22			
	大和		6	28			
中部方面隊	第1～5 (佐賀)		12	75			
南部方面隊	諸富		5	23			
	川副		5	26			
	東与賀		4	15			
	久保田		5	16			
合計			1	47		213	3,800

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の存在とその価値について広く理解を得るために、文化財の公開に努め、また積極的に情報を発信することが必要である。

平成19年(2007)から3か年にわたり、地域の方々によるワークショップにより合併後の新市全域の指定文化財を含む地域資産の情報収集を行ってきた。これをもとに、地域の歴史・文化に関する情報を発信するサイト「さかの歴史・文化お宝帳」を公開している。また、平成12年(2000)4月から平成17年(2005)9月まで59回にわたり市報に連載していた「佐賀市歴史探訪」も、市ホームページで一括して公開している。

埋蔵文化財の発掘調査に関しては、発掘の成果を報告する現場説明会や出土遺物の展示、シンポジウム等を開催しており、今後も継続して開催することにより、市民や来訪者が文化財とふれあう機会を創出していく。



WEB サイト「さかの歴史・文化お宝帳」



「精煉方跡」発掘調査現地説明会

公益財団法人鍋島報効会が所蔵する『文化御城下絵図』と現在の地形図を重ね合わせて作成したマップの頒布は、本市の城下町の姿が藩政時代からの町割がほぼそのまま引き継がれていることなどが再確認できると市民や来訪者から好評であり、「まち歩きマップ」として活用されている。

今後、合併に伴う新市全域の指定文化財の周知と保護啓発のため、国・県・市指定の文化財の詳細情報や指定に至る経緯等を取りまとめた指定文化財要覧の作成に取り組む。

また、本市の歴史について、より深く市民に理解してもらうため、職員による出前講座を開設しており、佐賀城の歴史、佐賀藩の歴史、東名遺跡や世界遺産関連の遺跡などについての市民ニーズが多い。さらに、平成24年度(2012)から市内の小学校を対象に出前授業を実施しており、出土遺物を使った授業は大きな成果をあげている。このような講座をはじめ、文化財に関する啓発事業については、さらなる充実を図っていく。

## (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

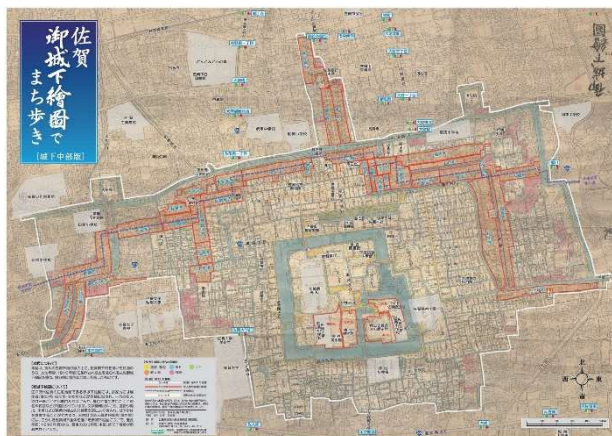
現在、本市には、657か所に及ぶ周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する。その時代区分の内訳は、旧石器7件、縄文180件、弥生297件、古墳318件、古代427件、中世412件、近世152件、近代5件で、古墳から中世が多く、また旧石器の出土もあることから、市域が昔から生活の場として利用されていたことがわかる。

埋蔵文化財については、開発審査部署や建築確認部署などと連携し、開発に関する事前の情報が文化財担当部署に提供される仕組みとなっており、これらの情報をもとに開発計画を把握できる体制となっている。

周知の埋蔵文化財包蔵地で計画される開発については、事前協議の中で指導を行い、確認調査を実施したうえで必要に応じて本発掘調査を実施し、開発と文化財保護との調整を図っていく。同様に、周知の埋蔵文化財包蔵地の周辺で実施される開発行為についても、事前に確認調査の協力を求めており、確認調査により遺跡が発見された場合には開発事業者などに理解を求め、現地保存や記録保存についての協議を行っている。

文化財保護法に基づく埋蔵文化財の取り扱いについては、佐賀県と密接な連絡体制を取り、今後も埋蔵文化財の保護と開発との調整を図っていく。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地で新たに遺跡が発見された場合には、遺跡発見通知を提出し、遺跡地図に追加記載する。

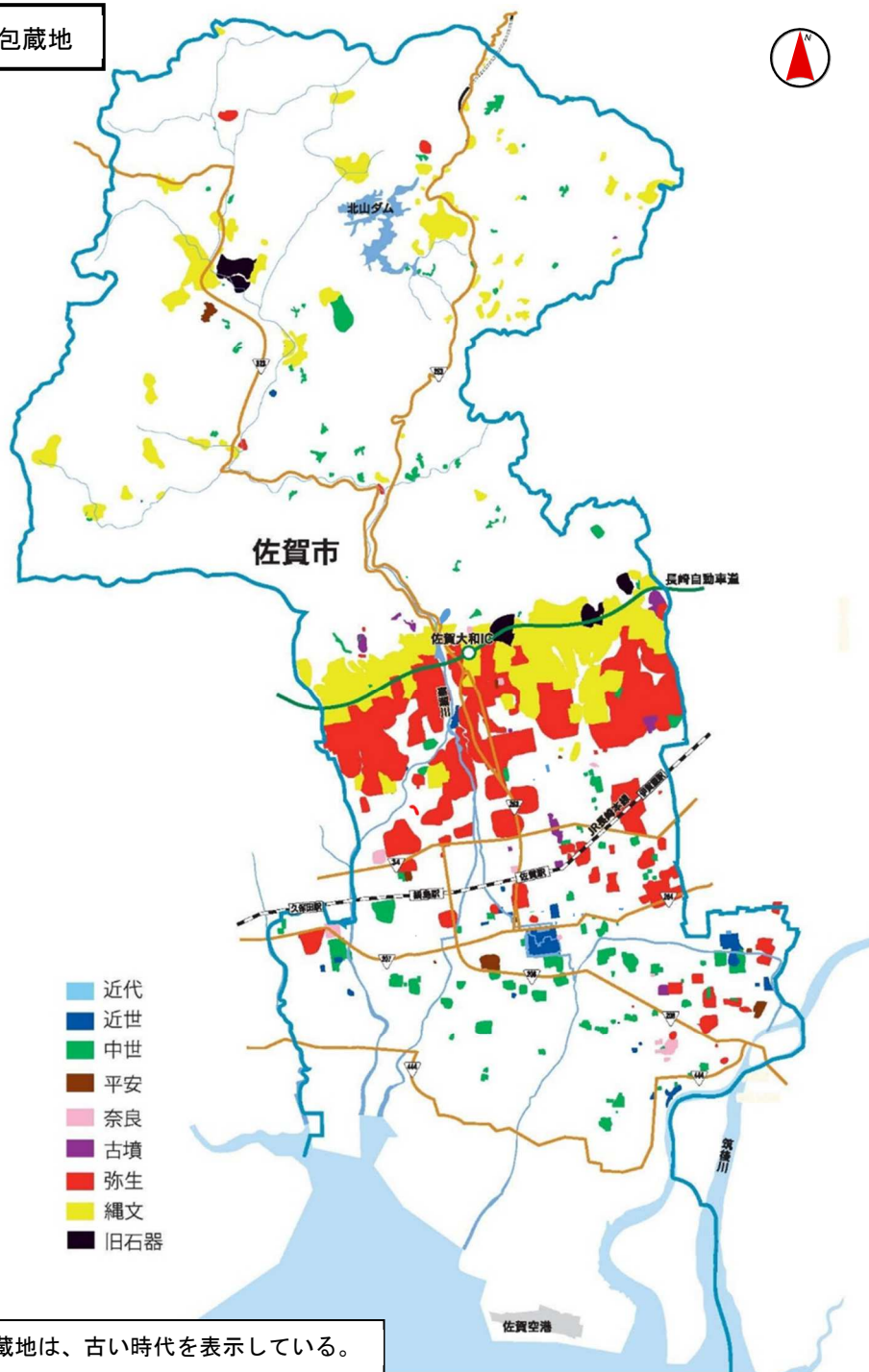


まち歩きマップ  
『文化御城下絵図』と現在の地形図の重ね図

なお、遺跡地図(周知の埋蔵文化財包蔵地表記地図)については、平成21年度(2009)の事業でデータベース化を行うとともに、佐賀県ホームページで全県下の遺跡地図を閲覧することができる。

埋蔵文化財発掘調査で得られた出土遺物などは、Ⅰ種(貴重で活用できるもの)、Ⅱ種(Ⅰ種以外で参考となるもの、活用できる可能性が低いもので、具体的には土器の細片などを指す)に分類し、佐賀市文化財資料館にⅠ種、富士収蔵庫にⅠ種の一部とⅡ種を保管している。

周知の埋蔵文化財包蔵地



## (8) 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制と今後の方針

本市では文化財の指定及び指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して市長に建議するために佐賀市文化財保護条例に基づく佐賀市文化財保護審議会を設置している。

同審議会委員は、美術・工芸1名、近世史1名、民俗1名、考古学1名、近現代史1名、建築1名、文献史学1名、伝統工芸1名の計8名で組織している。

また、本市の体制としては、「佐賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により、令和4年4月から文化財担当部署を市長部局に移し、新たに文化財課を置いた。伝統文化の保護や支援等を総務企画係、市内遺跡発掘調査等に関することを調査係、東名遺跡や三重津海軍所跡の保存・活用、幕末産業遺産等に関することを史跡整備係がそれぞれ担当している。このうち、文化財専門職員(考古学系)は12名、幕末産業遺産関連の近世古文書類調査のための文献調査専門職員は1名となっている。

このように、埋蔵文化財に関する体制はあるものの、古文書などの研究を行い文化財としての価値を明確にするための文献調査を担当する職員は1名のみであり、今後、合併後の市域全域の歴史的公文書の保存・活用が必要であるという観点から、文献史学の専門職員のさらなる配置を検討する。

### 文化財保護の体制

地域振興部

部長 — 副部長 — 文化財課長 — 総務企画係 3名  
調査係 8名  
史跡整備係 6名  
(文化財専門職員 12名)  
(文献調査専門職員 1名)  
(学芸員 1名)

#### 【佐賀市文化財保護審議会】

美術・工芸1名、近世史1名、民俗1名、考古学1名、近現代史1名、建築1名、  
文献史学1名、伝統工芸1名 計8名

### (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市では、無形民俗文化財の保存会、まちづくり協議会、歴史研究会などの文化財関係団体をはじめ、歴史・文化の保存・活用に係る各種まちづくり団体が活動している。

また、建築士の方々が中心となって「佐賀県ヘリテージマネジャー協議会」を立ち上げ、平成26年(2014)からヘリテージマネジャーの養成講習会を実施し、受講修了者は県内各地でさまざまな取り組みを行っている。

ヘリテージマネジャーは、歴史ある建物の保存と活用を応援する建築士たちであり、本市にもヘリテージマネジャーを中心としたNPO法人が設立され、佐賀城下を中心に歴史的建造物の調査、歴史的建造物の所有者に対して建物を活かすための提案や国の登録有形文化財への登録支援などを行っている。

今後とも、これらまちづくり団体との意見交換を重ねながらお互いの連携を図るとともに、歴史・文化の担い手育成などについても検討を行っていく。

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、重要文化財(建造物)3件、史跡2件、県重要文化財(建造物)1件、県史跡1件、市重要文化財(建造物)11件、市史跡6件が所在しており、すべて公開されている。

これら24件の所有は、重要文化財2件(与賀神社楼門、三の鳥居及び石橋)が与賀神社、史跡のうち三重津海軍所跡は、主に国及び佐賀県有明海漁業協同組合、県重要文化財(建造物)の旧佐賀城本丸御座間・<sup>ござのま</sup>堪忍所<sup>かんにんどころ</sup>と県史跡の佐賀城跡は佐賀県、市重要文化財(建造物)のうち石造肥前鳥居1基は龍造寺八幡宮、石造肥前鳥居及び肥前狛犬像は伊勢神社、鐘楼は真覚寺、武家屋敷の門(中の小路)は国、市史跡6件のうち築地反射炉跡、万部塔と六地藏が公益財団法人鍋島報効会、初代肥前国忠吉の墓地が真覚寺となっており、そのほかの指定文化財は、すべて本市の所有である。

指定文化財の保存修理にあたっては、本市以外が所有する場合は、所有者などと連携を図りながら適切に実施されるよう支援し、市所有の指定文化財については、計画的な保存修理を行っていく。

#### ■佐賀城跡[県史跡]、佐賀城鯨の門及び続櫓[重要文化財]、旧佐賀城本丸御座間・<sup>ござのま</sup>堪忍所<sup>かんにんどころ</sup>[県重要文化財]

城堀を含む佐賀城跡は、現在は佐賀城公園となっている。城堀の水と県天然記念物である大楠群に囲まれた緑豊かな場所であり、市民憩いの場として、散策やジョギングの場として利用されている。また博物館・美術館・図書館などの施設もあり、文化教養の場としても利用されている。

佐賀城鯨の門及び続櫓は、現在「県立佐賀城本丸歴史館」の入口の門として活用されており、佐賀の乱(佐賀戦争)の際、政府軍と佐賀軍の攻防があった場所である。木製の門及び柱には、今も鉄砲の鉛玉がめり込んだまま残されている。

平成16年(2004)に開館した「県立佐賀城本丸歴史館」は、発掘調査で出土した礎石、天保期の平面設計図である「佐賀城御本丸差絵図」と明治末期頃の写真をもとに、本丸御殿の一部を木造で復元したもので、「幕末維新期の佐賀」をメイン展示とする展示資料館である。また、本丸御殿の一部を移築して地区公民館として利用されていた御座間・堪忍所は、歴史館の整備にあわせて元の場所に再移築・復元された。今後も、佐賀城公園の整備にあわせ、佐賀城跡の発掘調査を進め、佐賀城の全体像の把握に努めていく。



復元された佐賀城本丸御殿  
(佐賀城本丸歴史館)

### ■三重津海軍所跡[史跡]

三重津海軍所跡は、筑後川の分流である早津江川に面しており、現在は河川敷を利用した佐野記念公園として、多くの市民に利用されている。

この公園に隣接する佐野常民記念館を増築・改修して、令和3年(2021)に「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」が開館した。佐野常民は、鉄製大砲製造に関する火薬等や蒸気機関の研究などさまざまな理化学実験を行った佐賀藩の「精煉方」で技術者たちを統括するとともに、佐賀藩海軍の創設にも深くかかわり三重津海軍所の発展に尽力、明治に入ると現在の日本赤十字社の前身である「博愛社」を創設するなど、幕末から明治にかけて活躍した人物である。

「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」は、佐野常民の偉業を紹介する施設であるとともに、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のひとつである三重津海軍所跡についてのガイダンス施設としての機能も有している。

史跡三重津海軍所跡については史跡整備基本計画を作成しており、この計画や発掘調査成果に基づき、今後史跡の整備を行っていく。

また、現在の史跡範囲の北東には、史跡の追加指定予定地があり、佐賀藩所有の和船を管理していた船屋期の関連遺構と思われる建物遺構など、史跡の本質的な価値を有する地下遺構の存在が確認されている。追加指定後には、現在の史跡指定地との一体的な整備も視野に入れ、関係機関と協議を進めていくこととしている。

### ■大隈重信旧宅[史跡]

大隈重信旧宅は、隣接地の大隈重信記念館とともに公開している。第1期計画に基づき、大隈重信旧宅は耐震及び保存修理を、大隈重信記念館は、武家屋敷の往時の姿を表したジオラマ製作と展示内容の更新を行った。

今後も大隈重信の偉業の紹介と、佐賀城下や武家が住んだ小路の様子を伝えるとともに、他の展示施設と連携して佐賀の歴史を伝える場として活用を行う。



三重津海軍所跡発掘調査の様子

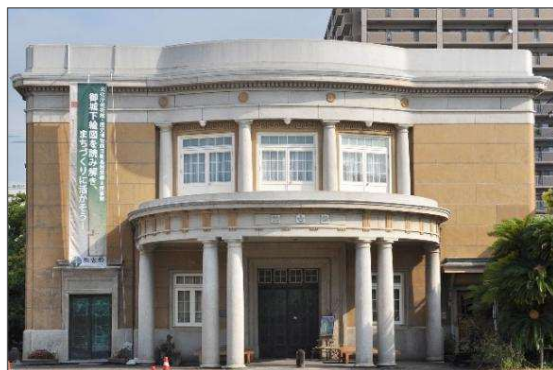


大隈重信旧宅

## ■徴古館[国の登録有形文化財]

徴古館は、昭和2年(1927)に県内初の博物館施設として建てられたもので、県内唯一の国宝及び多くの重要文化財など、鍋島家伝来の歴史資料を展示・公開する施設であり、公益財団法人鍋島報効会が運営している。

同館で開催される企画展や歴史文化に関するイベントの支援など、引き続き鍋島報効会と密に連携を図りながら、鍋島家伝来の歴史資料を活かしたまちづくりを進めていく。



徴古館

三重津海軍所跡(史跡)以外の幕末佐賀藩近代化産業遺産である、「築地反射炉跡」「精煉方跡」「多布施反射炉跡」も地上物が失われており、また発掘調査も未だ十分ではなく、その全体像がつかめていない。このため、発掘調査と文献調査を進めて全体像の把握に努め、その結果を基に文化財の指定を検討していく。

重点区域には、「肥前びーどろ」「佐賀錦」「鍋島緞通」などの伝統工芸が継承されている。「肥前びーどろ」については、ガラス工芸技術(宙吹き技法)が貴重であるとして市重要無形文化財に指定されているが、その他の伝統工芸については未だ調査不足の感があることから、今後調査を進めながら指定の可能性を探っていく。また、これらの伝統工芸などの地場産品の普及・PR、販路拡大のために平成21年度(2009)に設置した「佐賀市地場産品交流会館」では、製品展示を行っている。さらに、上述の伝統工芸をはじめ、市域にある「諸富家具・建具」「名尾紙」は、伝統的な技術や方法で作られているとして「佐賀県指定伝統的地場産品」に指定されており、広報誌への掲載などにより市民や来訪者の関心が高まるよう、引き続き支援していく。

無形民俗文化財については、重点区域内に指定されたものはないが、恵比須信仰をはじめ各地域に根付いた行事や伝統文化などの無形の文化財が継承されている。これらについても、継承する地域の人々や保存団体などの担い手との連携を強化し、必要な調査の実施や記録に努めるとともに、市民に対する普及活動に努めていく。

### <具体的な事業名>

- ⑦ 史跡「三重津海軍所跡」保存整備事業
- ⑧ 歴史的風致形成建造物保存修理事業
- ⑯ 幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業
- ⑱ 徴古館を活かしたまちづくり推進事業
- ⑲ 地域文化保存・継承支援事業

## (2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域に点在する歴史的建造物については、所有者や管理者との協議を行いながら、本計画の実施期間中に歴史的風致を維持向上するための保存修理などに取り組むとともに、文化財指定を受けていない建造物のうちその価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財の指定を進める。

文化財は地域の貴重な歴史資産であり、積極的な活用を推進することにより地域の活性化に寄与する。

### ■佐賀城鯨の門及び続櫓[重要文化財]

この門は、佐賀城本丸再建に際し、本丸の門として天保9年(1838)に完成したものである。明治7年(1874)の佐賀の乱(佐賀戦争)では銃弾にさらされ、今でも弾痕が確認できる。

昭和36年(1961)11月から昭和38年(1963)6月にかけて大規模な保存修理工事を行ったが、その後の経年劣化に伴う保存修理、土台となる石垣部分の耐震診断等に取り組む。



佐賀城鯨の門及び続櫓

#### <具体的な事業名>

- ② 重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」保存修理事業
- ④ 旧馬場家住宅保存修理事業
- ⑤ 山口亮一旧宅保存修理事業
- ⑥ 武家屋敷の門(中の小路)保存修理事業
- ⑧ 歴史的風致形成建造物保存修理事業(再掲)

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内には、県立佐賀城本丸歴史館、県立博物館、県立美術館(以上、佐賀県所管)、大隈重信記念館、佐賀市歴史民俗館、佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館(以上、佐賀市所管)及び公益財団法人鍋島報効会が運営する徴古館などといった展示施設がある。

また、佐賀市と公益財団法人鍋島報効会との間で平成31年(2019)3月に締結した「まちづくりに関する基本協定」に基づき、徴古館が有する歴史資産を活用した徴古館の事業について連携して取り組む。

## ■佐賀市歴史民俗館(旧古賀銀行・旧古賀家・旧牛島家・旧福田家住宅・旧三省銀行)[市重要文化財]

佐賀市歴史民俗館は、主に長崎街道に面する柳町地区に所在する。毎年春に開催される「佐賀城下ひなまつり」の会場として、また旧福田家住宅は伝統工芸である「佐賀錦」の教室などにも活用されている。

柳町地区は、長崎街道沿いに明治・大正期の建物が立ち並ぶことから、景観形成地区に指定して歴史的建造物の保存・活用を図っている地区である。

今後、地区内の指定文化財以外の建造物についても、その継承や活用について検討を行っていく。



佐賀市歴史民俗館（旧古賀銀行）

## ■旧馬場家住宅

歴史的建造物が集積する柳町に所在し、18世紀末から19世紀初頭の建築とされる。表構えは土蔵造で他の町屋とあまり変わらないが、間取りは武家屋敷に近い。建物の前にある腕木門も同年代の建築と考えられ、歴史的価値が高い建造物である。

この「旧馬場家住宅」を歴史的風致形成建造物に指定して保存修理を行い、建造物が有するそれぞれの価値を活かしながら、まちづくりに資する施設として活用する。



旧馬場家住宅

### <具体的な事業名>

- ④ 旧馬場家住宅保存修理事業（再掲）
- ⑩ 案内・説明看板及び誘導看板整備事業
- ⑰ 案内・説明看板及び誘導看板データ化事業
- ⑱ 徴古館を活かしたまちづくり推進事業（再掲）

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

城内地区は都市計画法に基づく地区計画を指定しており、建造物の高さの最高限度を10mとし、用途制限及び屋上広告物などの禁止を定めている。また城内周辺についても都市計画法に基づく高度地区の指定により、建造物の高さの最高限度を15mと定めている。また、城内の北側の一部は都市計画法に基づく風致地区に指定し、建築物

の高さの最高限度を15mとし、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率などを定めている。城内の南西側の一部には第一種低層住居専用地域を定め、建造物の高さの最高限度を10mとしている。さらに、城内及びその周辺は、教育・文化の環境を保護する目的で都市計画法に基づく文教地区に指定しており、ホテル・旅館、マージャン屋、ぱちんこ屋などの立地を制限しており、これらの規定について今後とも厳格な運用を行って周辺環境の保全を図っていく。

景観法に基づく景観計画では、城内地区及び歴史的建造物が多く残る柳町地区を「景観形成地区」に指定しており、良好なまちなみを保全するために適切な誘導を行っていく。

また、史跡「三重津海軍所跡」及びその周辺の世界遺産の緩衝地帯については、佐賀市屋外広告物条例に基づき第1種禁止地域に指定し、小規模の自家用広告物や道標を除き、原則として屋外広告物の表示を禁止することにより、本史跡周辺の良好な景観形成に努めている。

具体的な事業としては、国の登録有形文化財である徴古館周辺の環境整備と良好な緑地空間の創造のため、松原公園の区域を拡大する整備に取り組む。一方、佐賀県が昭和43年度(1968)から引き続き実施している佐賀城公園事業については、昭和初期に埋められた東堀の一部復元に取り組んでいる。城内を東西に通る市道城内線の南側については復元が完了しており、今後は北側部分に取り組んでいく。また、城内及び城内周辺のまちづくりの方向性を示した「佐賀城下再生百年構想」に基づくホテルの再生や城堀のハスの再生などの城内の資産を活用したまちづくりについても、引き続き取り組んでいく。

また、市民や来訪者が、重点区域内に点在する歴史的建造物や歴史資産、景観を楽しみながら快適に周遊できるよう、案内・説明・誘導看板等の整備や道路舗装の高質化、沿線の緑化といった環境整備に取り組む。

史跡「三重津海軍所跡」周辺については、令和4年(2022)3月に有明海沿岸道路の諸富インターチェンジが供用を開始し、同じ「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「宮原坑」「三池港」「万田坑」との往来が便利になることから、インターチェンジから三重津海軍所跡への誘導サインの設置や、佐野常民の生誕地といった周辺地区の周遊を促すための環境整備を行う。

#### <具体的な事業名>

- ① 佐賀城公園整備事業
- ③ 松原公園整備事業
- ⑩ 案内・説明看板及び誘導看板整備事業（再掲）
- ⑪ 三重津海軍所跡周遊ルート環境整備事業
- ⑫ 長崎街道再整備事業
- ⑬ 新馬場通り（松原神社参道）整備事業

- ⑭ 佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業
- ⑮ 緑化推進事業
- ⑰ 案内・説明看板及び誘導看板データ化事業（再掲）

## （５）文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災に関しては、火災や震災などの災害から文化財を守るために、個々の文化財について防災上の課題を把握して必要な対策を検討する。

文化財に指定された建造物は、消防法に基づく消防設備の設置が義務づけられており、既指定文化財建造物のうち、消防施設が老朽化しているものや型式が適合しないものについては、速やかに消防設備の更新を図ることとする。また、新たに文化財に指定する建造物については、速やかに消防設備の設置を図る。

さらに、耐震対策として、改修時に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行うものとする。

なお、市指定文化財などの歴史的建造物が集積している柳町には消防団の消防ポンプ積載車などを常設する格納庫を設置し、火災発生等に素早く対応できる体制を整えている。

また、重点区域内の文化財防火意識の市民への浸透を図るため、毎年「文化財防火デー」に合わせて防火訓練を行っており、重点区域内に位置する重要文化財や史跡である「佐賀城鯨の門及び続櫓」「与賀神社楼門」「大隈重信旧宅」などを対象として防火訓練を実施している。

防犯に関しては、史跡「大隈重信旧宅」には機械警備システムを導入している。建造物以外の重要文化財については、最近頻発する盗難事件を防止するため、機械警備システムの導入について啓発していく。



柳町地区コミュニティ消防センター（柳町）



文化財防火デー  
佐賀城鯨の門及び続櫓

## （６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域のひとつである佐賀城下町は本市の中心部にあり、市民の憩いの場であると同時に観光拠点でもあることから、本市の歴史資産である文化財を磨き上げて交流人口を増やし、地域経済を活性化することは、この計画策定の目標のひとつでもある。

このため、まちづくりの市民団体とも連携し、歴史資産についての正確な情報提供

を積極的に行って、市民や来訪者に本市の魅力を伝えることが重要である。

小学校校区単位にある市立公民館が主催事業として開催している地域の歴史資産を巡る探訪会や講座には常に多くの参加者があるため、今後も市立公民館に対し歴史資産に関する情報提供を積極的に行っていく。

また、もうひとつの重点区域に含まれる史跡「三重津海軍所跡」に関しては、史跡隣接地に建つ佐野常民記念館の増築等を行い、遺跡の発掘調査及び文献調査の結果をもとに展示等をリニューアルした「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」を新たにオープンした。ここでは、三重津海軍所の創設に深く関わった佐野常民の展示についても充実させている。

2つの重点区域内に存在する幕末佐賀藩の近代化産業遺産(築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡、三重津海軍所跡)は、当時の佐賀藩の先進性や近代化への取組を伝える貴重な歴史資産であり、引き続き文献調査や発掘調査を進め、全容の解明に努めていくとともに、市民や来訪者にこれらの遺産に対する理解を深めてもらい、重要性をさらに浸透させ、次の世代へと引き継いでいくための取組を充実させていく。

そのほか、市域に点在する地域固有の歴史文化を支援することを目的に、平成21年度(2009)から実施している「地域文化保存・継承支援事業」を今後も継続し、地域資源を維持・保全及び継承する地域活動に対する支援を行っていく。

#### <具体的な事業名>

- ⑯ 幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業(再掲)
- ⑰ 地域文化保存・継承支援事業(再掲)
- ⑱ 指定文化財管理台帳等作成事業

### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

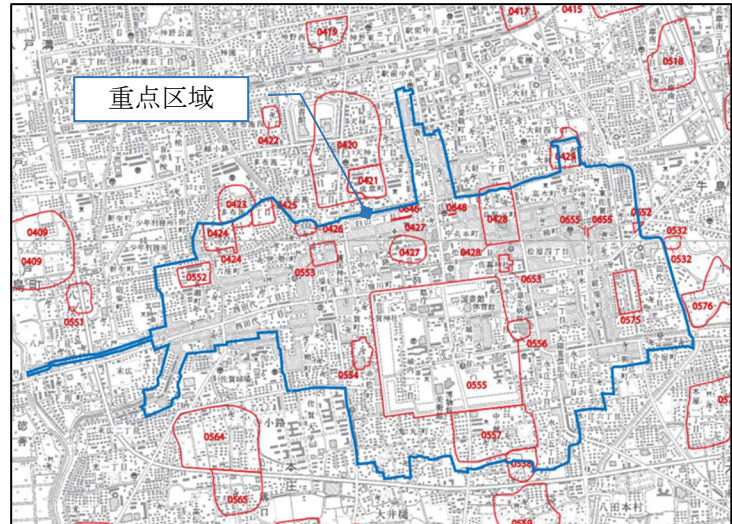
重点区域内には、「佐賀城跡」など面的に広がりを持つ周知の埋蔵文化財包蔵地が24か所あるが、宅地等の開発による確認調査により、年々周知の埋蔵文化財包蔵地が増えている。この包蔵地内の開発行為にあたっては、確認調査を実施したうえで、必要に応じて現地保存・記録保存のための発掘調査を実施する。

重点区域のうち佐賀城下町では、公益財団法人鍋島報効会が有する藩政期の絵図である『文化御城下絵図』に描かれた城下範囲に相当する地域が中心となっており、区域内には江戸時代の遺構の存在が想定されるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、歴史的な建造物の近辺や長崎街道の沿線などで開発行為が計画される際には、開発原因者に埋蔵文化財確認調査の実施に向けて理解・協力を求めている。また、確認調査の結果、遺構が確認された場合には、文化財保護法に基づき発見通知を提出し遺跡としての周知化を図っており、今後も同様に実施していく。

分散して所蔵している埋蔵文化財発掘調査で得られた出土物などについては、現在、史跡「東名遺跡」から出土した日本最古級の網かご等の展示を予定しているガイ

ダンス施設に併設予定の埋蔵文化センター(仮称)に、I種の出土遺物の保存・展示と土器等の復元作業を見学できる場の整備を検討していく。

番号	遺跡名	時代区分
0423	高岸遺跡	弥生
0424	多布施館跡	中世・近世
0425	精煉方跡	近世
0426	多布施反射炉跡	近世
0427	松原一丁目遺跡	弥生
0428	呉服元町遺跡	近世
0429	大財端城跡	中世・近世
0552	築地反射炉跡	近世
0553	伊勢町遺跡	近世
0554	与賀城跡	中世・近世
0555	佐賀城跡	近世
0556	水ヶ江一丁目遺跡	奈良
0557	水ヶ江城跡	中世・近世
0558	袋五本松遺跡	中世・近世
0575	田代遺跡	中世・近世
0646	長崎街道(白山一丁目地点)	近世
0648	木下井樋水路	近世・近代
0652	牛嶋口跡	近世
0653	欄干御茶屋跡	近世
0655	思案橋遺跡	近世



周知の埋蔵文化財包蔵地の分布図  
(重点区域/佐賀城下町地区)  
※遺跡地図は佐賀県ホームページから転載

番号	遺跡名	時代区分
0632	西寺井遺跡	中世・近世
0633	三重津海軍所跡	近世
0634	北早遺跡	近世
0635	上早一本松遺跡	中世



周知の埋蔵文化財包蔵地の分布図  
(重点区域/三重津海軍所跡周辺地区)  
※遺跡地図は佐賀県ホームページから転載

海外の脅威に備えた幕末佐賀藩の近代化産業遺産(築地反射炉跡、精煉方跡、多布施反射炉跡、三重津海軍所跡)は、幕末・維新时期において日本の近代化・工業化の先駆けとして重要な役割を担った遺産群であり、わが国独自の「自力による近代化」の端緒となった遺跡として、世界史的にも重要な遺跡である。本市では、これらの遺跡

の発掘調査及び文献調査を継続して行っている。

このうち「三重津海軍所跡」については、世界遺産登録に向け発掘調査や文献調査を行ってきており、現段階で必要な調査は概ね終了している。「精煉方跡」については、平成29年度(2017)と平成30年度(2018)に敷地の大部分を本市が取得しており、引き続き発掘調査、文献調査を行っていく。「築地反射炉跡」は、市立小学校の敷地内であり、これまでの発掘調査では反射炉本体の位置が確認できていない。今後、発掘調査の方法や遺跡の保全について検討しながら進めていく。「多布施反射炉跡」は、過去の発掘調査で反射炉本体の位置が特定されているが、すべて民有地であることから、その後に発掘調査が進んでおらず、全体の姿がみえていない。今後、民有地の開発等の動きを注視しながら、公有地化の検討を行う。

<具体的な事業名>

⑯ 幕末佐賀藩近代化産業遺産の保全及び活用事業（再掲）

## （8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

公益財団法人鍋島報効会は、昭和2年(1927)に県下最初の博物館として開館した「徴古館」の運営を永続的に保全し、併せて社会教育・社会福祉助成を行うために、佐賀鍋島家12代当主の鍋島直映公なほみつにより財団法人鍋島報効会として昭和15年(1940)に設立、平成25年(2013)に公益財団法人に移行した。

本市と公益財団法人鍋島報効会との間で平成31年(2009)に締結した「まちづくりに関する基本協定」に基づき、鍋島報効会が所有する歴史的・文化的資産等を活かしたまちづくりを推進することとしており、引き続き相互に連携・協力しながらさまざまな取組を進めていく。

平成15年(2003)に結成されたまちづくり団体「恵比須DEまちづくりネットワーク」では、日本一の数といわれる恵比須像をまちづくりに活かす活動を推進しており、市域に点在する恵比須像を調査した恵比須台帳の作成や恵比須巡りのガイド活動などを行っている。

史跡「三重津海軍所跡」や「佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館」では、ボランティアによる歴史ガイドや館内での湯茶サービスが行われており、地元出身の偉人である佐野常民ゆかりの博愛精神に基づく丁寧な対応が、来訪者に好評である。

史跡「大隈重信旧宅」では、「大隈侯を学ぶ「まきの会」による旧宅のガイドや、大隈重信侯にまつわる紙芝居やカルタを用いて、来訪者に偉業を伝えている。

日本最古級の網かご等が発見された史跡「東名遺跡」では、「NPO法人東名縄文の会」が、ガイダンス施設である「東名縄文館」で来訪者に対して出土品等の説明を行い、遺跡及び出土品の重要性について伝えている。

また、平成20年(2008)に設立された「NPO法人地域文化財研究室まちのつぎて」では、歴史的建造物の保存と活用の支援をしている。本市としても同法人と連携し

て、歴史的建造物の保存と活用に力をいれていく。

具体的な事業としては、地域に残る歴史資産を次世代に引き継ぐ地域活動や地域資源を活かした活動を行う団体などに対する支援事業、市指定文化財を維持及び管理する個人・団体に対する支援や、無形民俗文化財の保存団体などに対する支援についても、引き続き実施していく。

さらに、本市のまちづくり基金を活用して、歴史的な建造物等を活かした交流促進の場の整備に対する助成事業にも継続して取り組む。

<具体的な事業名>

- ⑨ まちづくりファンド活用事業
- ⑱ 徴古館を活かしたまちづくり推進事業（再掲）
- ⑲ 地域文化保存・継承支援事業（再掲）
- ⑳ 佐賀市指定文化財維持管理謝礼金
- ㉑ 佐賀市無形民俗文化財継承支援補助金
- ㉒ 佐賀市文化財総合活用推進事業